

令和7年度決算に基づく
健全化判断比率及び資金不足比率



令和8年9月
高知県四万十町

令和7年度決算に基づく「健全化判断比率」及び「資金不足比率」の公表について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」の規定により、令和6年度決算に基づく「①実質赤字比率」、「②連結実質赤字比率」、「③実質公債費比率」及び「④将来負担比率」の4指標（健全化判断比率）並びに公営企業会計に係る「⑤資金不足比率」を算定し、監査委員の審査を受けその意見を付けて議会へ報告しましたので、概要を公表いたします。

1 算定結果（概要）

（1）総 括

本町における「健全化判断比率（4指標）」及び「資金不足比率」は、いずれも財政健全化法の基準である早期（経営）健全化基準を下回っており、現時点では適正な水準にあると言えます。今後も四万十町総合振興計画や中期財政計画等の各種計画に基づき、引き続き健全な財政運営に努めていきます。

（2）健全化判断比率

令和8年度に算定した「令和7年度決算に基づく健全化判断比率」については下表のとおりとなり、いずれの指標についても早期健全化基準を下回りました。

指 標		四 万 十 町		早期健全化基準	財政再生基準
		令和7年度決算	令和6年度決算		
健全化判断比率	① 実質赤字比率	— (▲1.51) %	— (▲2.38) %	13.52 %	20.00 %
	② 連結実質赤字比率	— (▲7.25) %	— (▲8.26) %	18.52 %	30.00 %
	③ 実質公債費比率	7.4 %	7.1 %	25.00 %	35.00 %
	④ 将来負担比率	— (▲72.5) %	— (▲76.6) %	350.00 %	

※1 「①実質赤字比率」及び「②連結実質赤字比率」は赤字がないため、また「④将来負担比率」については実質的な将来負担額がないため、いずれも「—」で表示しています。

※2 参考として、黒字比率等を下段（ ）書きに▲で表示しています。

（3）資金不足比率

令和8年度に算定した「令和7年度決算に基づく資金不足比率」については、資金不足を生じた公営企業（会計）がないため、算定されませんでした。

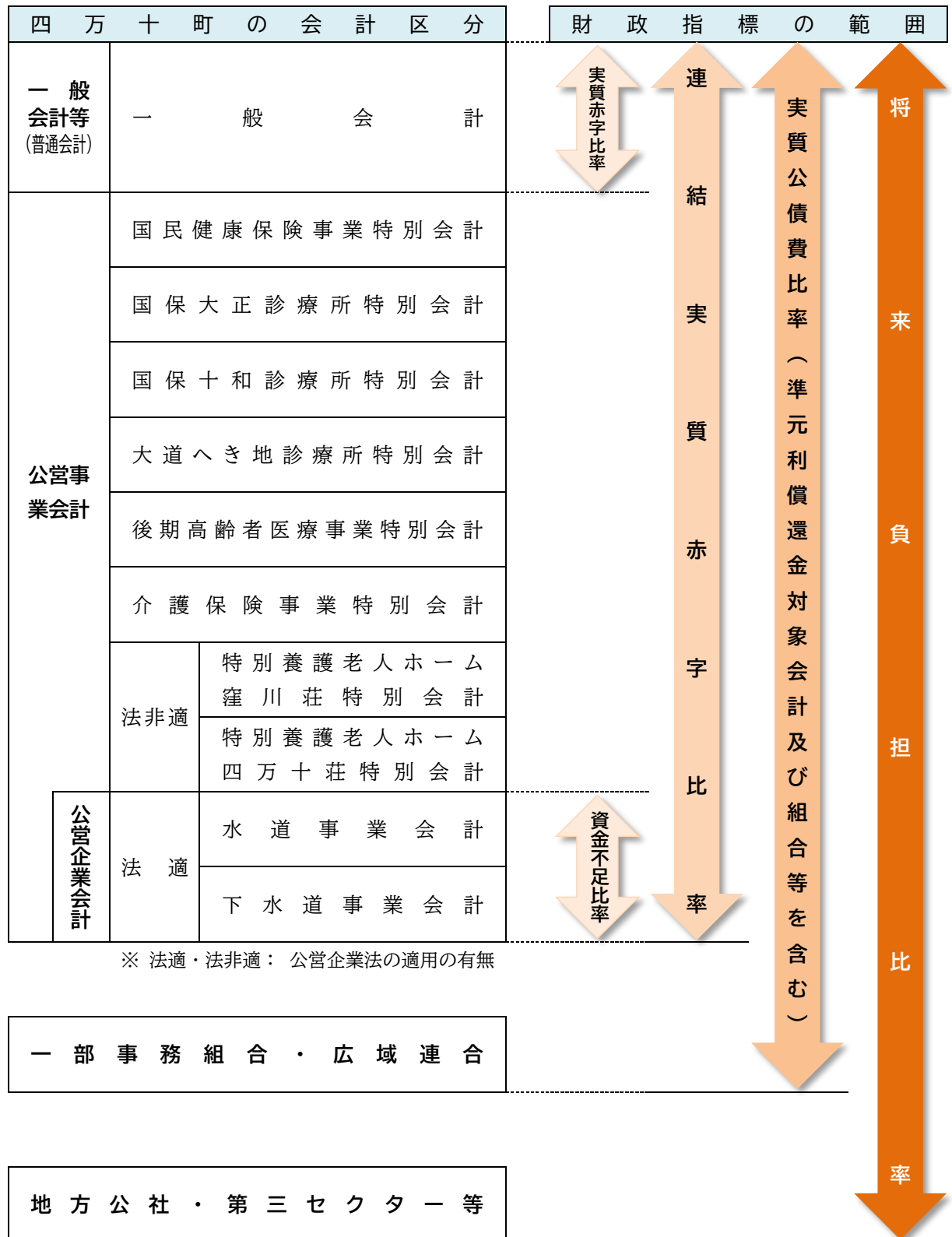
指標	公 営 企 業 会 計 名	四 万 十 町		経営健全化基準
		令和7年度決算	令和6年度決算	
⑤ 資金不足比率	水 道 事 業 会 計	— %	— %	20.00 %
	下 水 道 事 業 会 計	— %	— %	

※3 資金不足額がないため「—」で表示しています。

2 財政指標の対象会計範囲（イメージ）

各指標の算定の対象となる四万十町の会計区分等は次のとおりです。

従来の普通会計だけでなく、公営企業を含む全ての特別会計や一部事務組合、第三セクター等についても指標の対象となり、資金収支（フロー指標）とともに資産・負債（ストック指標）についても健全性が強く求められ、常に4指標等の健全性を維持することが優先されます。



3 指標別算定内容

(1) 令和7年度決算に基づく健全化判断比率

① 実質赤字比率

… 一般会計等（本町の場合、一般会計のみ）の実質収支額の合計が赤字となった場合の、標準財政規模（※4）に対する赤字額の割合です。

【算式】 ① 実質赤字比率 =
$$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模（※4）}}$$

■ 一般会計等（普通会計）の実質収支額

単位：千円

会 計 名	歳入総額	歳出総額	翌年度に繰り越すべき財源	実質収支額
一 般 会 計	18,455,827	17,996,490	322,857	136,480
計	18,455,827	17,996,490	322,857	136,480

※一般会計等における会計間の重複額を控除する前の額

■ 算定結果

$$\text{① 実質赤字比率} = \frac{136,480 \text{ 千円}}{8,985,703 \text{ 千円}} = \blacktriangle 1.51 \%$$

[実質収支が黒字の場合は負の値(▲)で表示]

※4 標準財政規模 = 標準税収入 + 普通交付税 + 臨時財政対策債発行可能額 = 8,985,703 千円
[令和7年度]

< 実質赤字比率の算定結果 >

いずれの会計も赤字はなく、比率は算定されていません。

<参考> 実質収支イメージ図

歳入総額 (A)		
歳出総額 (B)	形 式 収 支 (C) = (A) - (B)	
	翌年度に繰り越すべき財源 (D)	実質収支額 (E) = (C) - (D)

② 連結実質赤字比率

… 一般会計等と特別会計の実質収支額及び公営企業会計の資金剰余（不足）額の合計（＝連結）が赤字となった場合の標準財政規模に対する赤字額の割合です。

【算式】 ② 連結実質赤字比率 =
$$\frac{\text{連結実質赤字額（※5）}}{\text{標準財政規模}}$$

■ 一般会計等（普通会計）及び特別会計の実質収支額

■ 公営企業会計の資金剰余（不足）額

単位：千円

会 計 名		歳入総額	歳出総額	翌年度に繰り越すべき財源	実質収支額
一 般 会 計 等	一 般 会 計	18,455,827	17,996,490	322,857	136,480
公営事業会計	国民健康保険事業特別会計	2,028,019	1,999,083	0	28,936
	国保大正診療所特別会計	446,722	446,722	0	0
	国保十和診療所特別会計	113,769	113,769	0	0
	大道へき地診療所特別会計	5,110	5,110	0	0
	後期高齢者医療事業特別会計	375,837	373,030	0	2,807
	介護保険事業特別会計	2,660,050	2,584,006	0	76,044
	特別養護老人ホーム窪川荘特別会計	415,895	406,255	9,640	0
	特別養護老人ホーム四万十荘特別会計	312,447	312,447	0	0
公営企業会計	水道事業会計	資金不足(剰余)額 = A + B - C (-D) A：流動負債額－控除企業債等－控除未払金等－控除額－PFI建設事業費等 B：算入地方債の現在高 C：流動資産額－控除財源－控除額 D：解消可能資金不足額 ※A+B-C>0であれば算入			(剰余額) 387,379
	下水道事業会計				(剰余額) 20,404
計					652,050

※5 連結実質赤字額 = 各会計の実質収支額の合計
(公営企業会計にあたっては資金不足(剰余)額)

■ 算定結果

② 連結実質赤字比率 =
$$\frac{652,050 \text{ 千円}}{8,985,703 \text{ 千円}} = \blacktriangle 7.25 \%$$

 [連結実質収支が黒字の場合は負の値(▲)で表示]

※4 標準財政規模 = 標準税収入 + 普通交付税 + 臨時財政対策債発行可能額 = 8,985,703 千円
 [令和7年度]

< 連結実質赤字比率の算定結果 >

いずれの会計も赤字はなく、比率は算定されていません。

③ 実質公債費比率

… 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する割合（3ヵ年平均）です。

公営企業の公債費に対する一般会計等からの繰出金や、一部事務組合の公債費に対する負担金、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるものなども含まれます。

$$\left(\begin{array}{c} \text{地方債の元利償還金} \\ \text{(A)} \\ + \\ \text{準元利償還金} \\ \text{(B)} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{元利償還金に充てた特定財源} \\ \text{(C)} \\ + \\ \text{普通交付税のうち基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金} \\ \text{(D)} \end{array} \right)$$

【算式】 ③ 実質公債費比率（3ヵ年平均） =
$$\frac{\left(\begin{array}{c} \text{地方債の元利償還金} \\ \text{(A)} \\ + \\ \text{準元利償還金} \\ \text{(B)} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{元利償還金に充てた特定財源} \\ \text{(C)} \\ + \\ \text{普通交付税のうち基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金} \\ \text{(D)} \end{array} \right)}{\text{標準財政規模} \quad (※4)}$$

A = 一般会計等（普通会計）の地方債の元利償還金 ※繰上償還分を除く
[一般会計のみ]

B = 準元利償還金（地方債の元利償還金に準ずるもののうち、次のイ～二までの合計額）

イ. 一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てられたもの

[国保大正診療所、国保十和診療所、特別養護老人ホーム四万十荘、水道事業、下水道事業]

ロ. 組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てられたもの

[R7 = 該当なし]

ハ. 債務負担行為に基づく支出のうち、公債費に準ずるもの

[利子補給等]

二. 一時借入金の利子 ※繰替運用分を除いた金融機関等への支払利子

[繰替運用分を除いた金融機関等への支払利子]

C = 元利償還金に充てた特定財源

[公営住宅使用料、地域総合整備資金貸付金収入、立木売却収入、令和3・5・6年度臨時財政対策債償還基金費分（減債基金繰入金）]

D = 普通交付税のうち基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金

[災害復旧事業等、事業費補正及び密度補正により算入された公債費]

A	元 利 償 還 金	令5	令6	令7
	地方債の元利償還金	1,927,236	1,975,812	2,008,268

+

B	準元利償還金	令5	令6	令7
	イ 繰出金のうち公営企業債の償還に充てられたもの	258,478	214,773	201,993
	ロ 組合が起こした地方債の償還に充てられたもの	1,251	1,142	0
	ハ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの	14	5	4
	ニ 一時借入金の利子	376	856	671
	計	260,119	216,776	202,668

C	特 定 財 源	令5	令6	令7
	元利償還金に充てた特定財源	61,986	66,305	93,331

+

D	交付税算入額	令5	令6	令7
	元利償還金に係る交付税算入額	1,428,721	1,440,428	1,467,625
	準元利償還金に係る交付税算入額	154,422	130,005	112,621
	計	1,583,143	1,570,433	1,580,246

■ 分子

標準財政規模	令5	令6	令7
標準財政規模 (臨時財政対策債発行可能額を含む)	8,755,027	8,896,494	8,985,703

分母 ■

D	交付税算入額	令5	令6	令7
	元利償還金に係る交付税算入額	1,428,721	1,440,428	1,467,625
	準元利償還金に係る交付税算入額	154,422	130,005	112,621
	計	1,583,143	1,570,433	1,580,246

■ 算定結果

単位：千円

区 分	単 年 度		
	令5	令6	令7
分 子 計	542,226	555,850	537,359
分 母 計	7,171,884	7,326,061	7,405,457

|| || ||

実質公債費比率(単年度)	7.5 %	7.5 %	7.2 %
--------------	-------	-------	-------

③ 実質公債費比率 = 7.4 %
(3ヵ年平均)

※小数点第2位
以下切り捨て

< 実質公債費(3ヵ年平均)の増減要因 >

単年度比率では、元利償還金に充てた特定財源の増加（令和6年度臨時財政対策債償還基金費等）に伴い分子が減少となり、標準財政規模の増加（普通交付税の増加等）に伴い分母も増加となったため、令和7年度の単年度比率は前年度より0.3ポイント減少し7.2%となりました。

3ヵ年平均では、算定基礎から外れた令和4年度の単年度比率（6.2%）を、令和7年度の単年度比率が上回っていることから、前年度より0.3ポイント増加し7.4%となりました。

現時点では、適正な水準となっていますが、今後も公債費の増加が見込まれることから、新規地方債の発行抑制や繰上償還の実施など、公債費の抑制に努める必要があります。

実質公債費比率の推移

単位：%

	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6	令7
単 年 度	8.2	9.6	5.7	6.4	5.8	6.0	6.2	7.5	7.5	7.2
3ヵ年平均	8.0	8.6	7.9	7.2	6.0	6.1	6.0	6.6	7.1	7.4

④ 将来負担比率

… 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合です。

$$\frac{\begin{array}{c} \text{将 来 負 担 額} \\ \text{(A)} \\ \left[\begin{array}{l} \text{イ. 一般会計等の地方債残高} \\ \text{ロ. 債務負担行為支出予定額} \\ \text{ハ. 公営企業債等繰入見込額} \\ \text{ニ. 組合負担等見込額} \\ \text{ホ. 退職手当負担見込額} \\ \text{ヘ. 設立法人負債額等負担見込額} \\ \text{ト. 連結実質赤字額} \\ \text{チ. 組合連結実質赤字額負担見込額} \end{array} \right] \end{array}}{\begin{array}{c} \text{充 当 可 能 財 源 等} \\ \text{||} \\ \left[\begin{array}{l} \text{充 当 可 能 基 金} \\ \text{(B)} \\ \text{+} \\ \text{充 当 可 能 特 定 財 源} \\ \text{(C)} \\ \text{+} \\ \text{基 準 財 政 需 要 額 算 入 見 込 額} \\ \text{(D)} \end{array} \right] \end{array}} =$$

$$\text{【算式】 ④ 将来負担比率} = \frac{\text{標準財政規模} - \text{算入公債費等の額}}{\text{(※4) (E)}}$$

A = 将来負担額（イ～チまでの合計額）

- イ. 一般会計等（普通会計）の当該年度末における地方債残高
[一般会計のみ]
- ロ. 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費＝元金償還に係るもの）
[R7 = 該当なし]
- ハ. 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる負担見込額（特別会計への繰出金）
[国保大正診療所、国保十和診療所、水道事業、下水道事業会計の年度末地方債残高に対する繰出金]
- ニ. 一部事務組合等が起こした地方債の元金償還に係る負担等見込額
[R7 = 該当なし]
- ホ. 年度末における全職員に対する退職手当支給予定額のうち、一般会計等の負担見込額
[一般会計等対象職員数…特別職2人＋一般職233人＋会計年度任用職（フルタイム）8人＝243人に対する退職支給予定額]
- ヘ. 町が出資等を行っている法人等の債務に対する一般会計等の負担見込額
[R7 = 該当なし]
- ト. 連結実質赤字額 … 赤字額なし（「②連結実質赤字比率」参照）
- チ. 一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等の負担見込額
[高幡消防組合、こうち人づくり広域連合、県市町村総合事務組合、高幡広域市町村圏事務組合、高幡障害者支援施設組合、県後期高齢者医療広域連合]

B = 地方債の償還額等に充当可能な基金残高（現金・預金のみ）

[合併特例債まちづくり基金、過疎地域持続的発展特別事業基金を除く充当可能基金の年度末残高]

C = 地方債の償還額等に充当可能な特定財源見込額

[令和8年度以降の地方債償還額に充当可能な公営住宅使用料、地域総合整備資金貸付金償還金、立木売却収入、施設利用収入等の見込額]

D = 地方債残高に対する基準財政需要額算入見込額（普通交付税算入見込額）

[年度末地方債残高における災害復旧事業等により普通交付税に算入される公債費の見込額]

E = 算入公債費等の額（普通交付税のうち基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金）

[令和7年度の普通交付税に算入された地方債の元利償還金及び準元利償還金]

充当可能財源等

A

将来負担額		
イ	一般会計等の地方債残高	17,899,987
ロ	債務負担行為支出予定額	0
ハ	公営企業債等繰入見込額	1,674,982
ニ	組合負担等見込額	0
ホ	退職手当負担見込額	1,621,623
ヘ	設立法人負債額等負担見込額	0
ト	連結実質赤字額	0
チ	組合連結実質赤字額負担見込額	0
計		21,196,592

—

充当可能財源等		
B	充当可能基金	
	地方債の償還額等に 充当可能な基金残高	11,310,185
+		
C	充当可能特定歳入	
	地方債の償還額等に 充当可能な特定財源見込額	746,452
+		
D	基準財政需要額算入見込額	
	地方債残高に対する 普通交付税算入額	14,516,131

分子

標準財政規模
標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む）
8,985,703

分母

算入公債費等の額
元利償還金に係る交付税算入額
1,467,625
準元利償還金に係る交付税算入額
112,621
計
1,580,246

算定結果

単位：千円

分子計	▲ 5,376,176
分母計	7,405,457

II

④ 将来負担比率 = ▲ 72.5 %

[実質的な将来負担額がない場合は負の値(▲)で表示]

※小数点第2位
以下切り捨て

< 将来負担比率の増減要因 >

充当可能財源等が将来負担額を上回った（実質的な将来負担額が算定されなかった）ため、比率は算定されませんでした。現時点では財政健全化基準以内であり、適正な水準にあると判断できます。

将来負担比率の推移

単位：%

平 28	平 29	平 30	令元	令2	令3	令4	令5	令6	令7
— (▲18.3)	— (▲45.8)	— (▲ 49.1)	— (▲ 57.2)	— (▲ 84.6)	— (▲ 81.9)	— (▲ 75.9)	— (▲ 79.8)	— (▲ 76.6)	— (▲ 72.5)

(2) 令和7年度決算に基づく資金不足比率

⑤ 資金不足比率

… 公営企業会計ごとの資金不足額が、事業の規模に対してどの程度あるかを示す割合です。

【算式】 ⑤ 資金不足比率 = $\frac{\text{資金不足(剰余)額 (A)}}{\text{事業規模 (B)}}$

A = 資金不足(剰余)額

法適用企業会計 = イ+ロ-ハ (-二)

イ、流動負債の額－控除企業債等－控除未払金等－控除額－PFI 建設事業費等

□. 算入地方債の現在高

八、流動資産の額－控除財源－控除額

二、解消可能資金不足額（イ+ロ-ハ>0であれば算入）

法非適用企業会計 = ホ+ハ-ト (-チ)

ホ. 歳出額

ハ、算入地方債の現在高

ト、歳入額一翌年度に繰り越すべき財源

チ、解消可能資金不足額（ホ+ヘート ≥ 0 であれば算入）

B = 事業規模

法適用企業会計 = リ (+又) - ル

リ、営業収益の額

又、指定管理者の利用料金収入の額

ル、受託工事収益の額

法非適用企業会計 = リ' (+又) - ル'

リ'、営業収益に相当する収入の額

又、指定管理者の利用料金収入の額

ル'、受託工事収益に相当する収入の額

■ 資金不足(剰余)額

単位：千円

区 分	会 計 名	イ	ロ	ハ	ニ	資金不足(剰余)額
法適用企業	水 道 事 業 会 計	66,025	0	453,404	—	剰余額 387,379
	下 水 道 事 業 会 計	16,402	0	36,806	—	剰余額 20,404

※ $I + R - H < 0$ （負数）となるため、剰余額（正数）で表示

■ 算定結果

⑤ 資金不足比率 = $\frac{\text{資金不足(剰余)額}}{\text{事業規模}}$ = なし
 [資金不足がないため比率は算定されません]

＜ 資金不足比率の算定結果 ＞

いずれの公営企業(会計)も資金不足はなく、比率は算定されていません。

【参考】健全化判断比率等の推移

1 健全化判断比率

① 実質赤字比率

単位：％

	H28決算	H29決算	H30決算	R01決算	R02決算	R03決算	R04決算	R05決算	R06決算	R07決算
四万十町	— (▲ 5.69)	— (▲ 2.56)	— (▲ 4.38)	— (▲ 5.57)	— (▲ 4.40)	— (▲ 6.19)	— (▲ 6.21)	— (▲ 4.60)	— (▲ 2.38)	— (▲ 1.51)
早期健全化基準	13.57	13.58	13.60	13.61	13.53	13.45	13.54	13.57	13.54	13.52
財政再生基準	20.00	20.00	20.00	20.00	20.00	20.00	20.00	20.00	20.00	20.00

実質赤字額がない場合は「—」で表示 *参考として、黒字比率を下段カッコ書きに▲で表示

② 連結実質赤字比率

単位：％

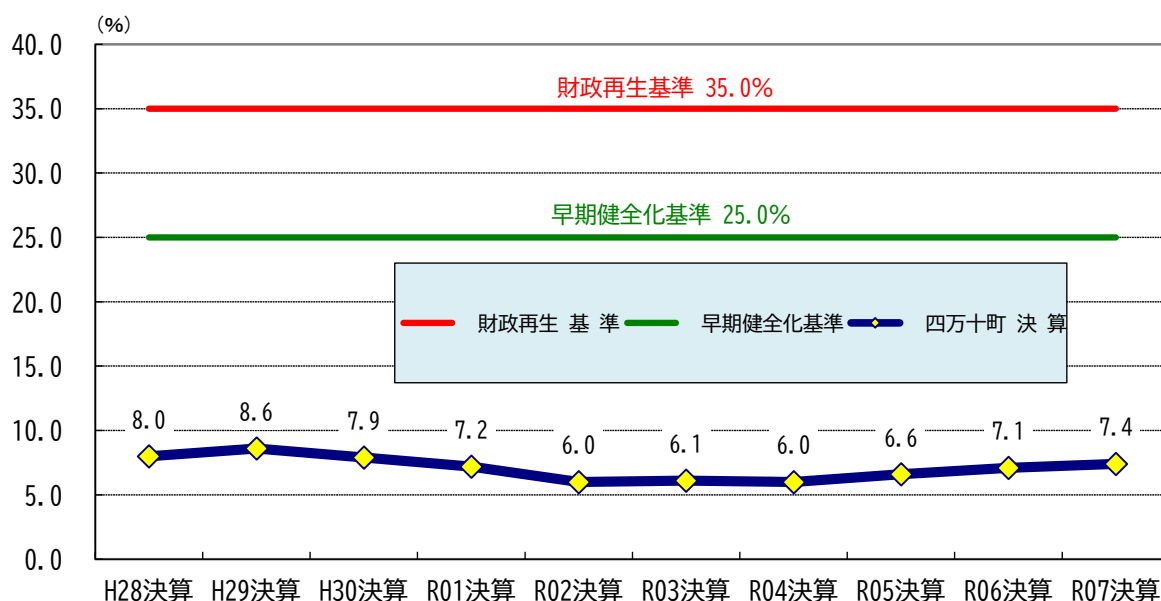
	H28決算	H29決算	H30決算	R01決算	R02決算	R03決算	R04決算	R05決算	R06決算	R07決算
四万十町	— (▲ 13.22)	— (▲ 7.42)	— (▲ 10.05)	— (▲ 10.73)	— (▲ 10.23)	— (▲ 11.85)	— (▲ 12.15)	— (▲ 10.35)	— (▲ 8.26)	— (▲ 7.25)
早期健全化基準	18.57	18.58	18.60	18.61	18.53	18.45	18.54	18.57	18.54	18.52
財政再生基準	30.00	30.00	30.00	30.00	30.00	30.00	30.00	30.00	30.00	30.00

連結実質赤字額がない場合は「—」で表示 *参考として、黒字比率を下段カッコ書きに▲で表示

③ 実質公債費比率

単位：％

	H28決算	H29決算	H30決算	R01決算	R02決算	R03決算	R04決算	R05決算	R06決算	R07決算
四万十町	8.0	8.6	7.9	7.2	6.0	6.1	6.0	6.6	7.1	7.4
早期健全化基準	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0
財政再生基準	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0



【参考】健全化判断比率等の推移

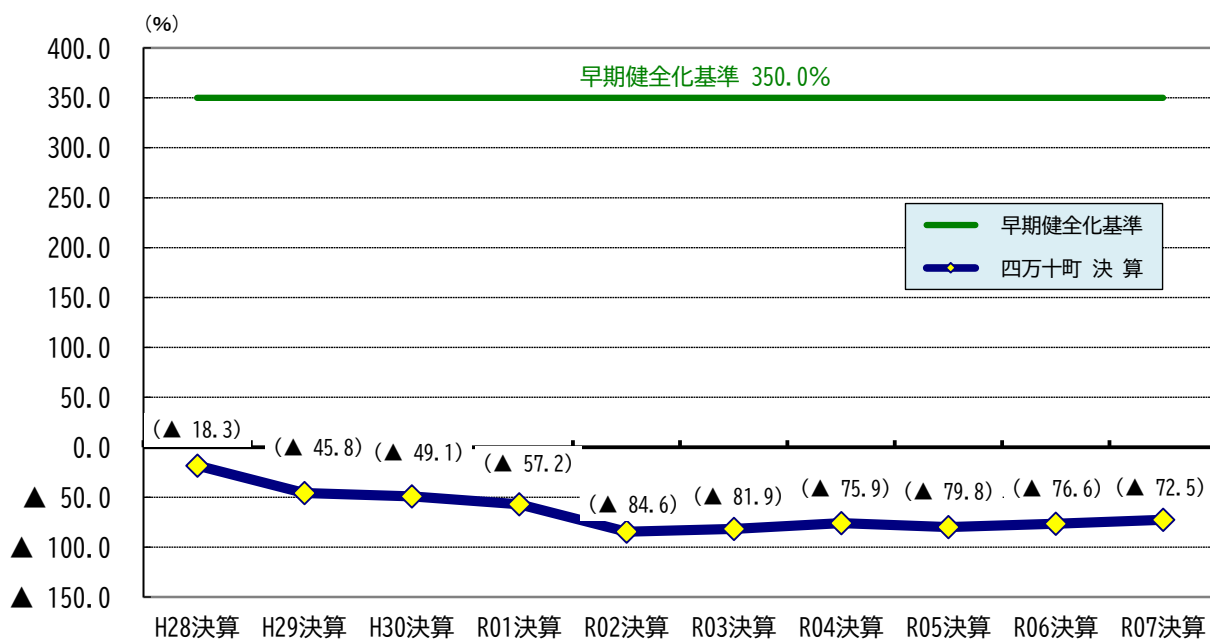
1 健全化判断比率（続き）

④ 将来負担比率

単位：％

	H28決算	H29決算	H30決算	R01決算	R02決算	R03決算	R04決算	R05決算	R06決算	R07決算
四 万 十 町	— (▲ 18.3)	— (▲ 45.8)	— (▲ 49.1)	— (▲ 57.2)	— (▲ 84.6)	— (▲ 81.9)	— (▲ 75.9)	— (▲ 79.8)	— (▲ 76.6)	— (▲ 72.5)
早期健全化基準	350.0	350.0	350.0	350.0	350.0	350.0	350.0	350.0	350.0	350.0
財政再生基準										

※ 実質的な将来負担額がない(マイナス値となる)場合は「—」で表示 * 参考として、下段カッコ書きに▲で表示



2 資金不足比率

⑤ 資金不足比率

単位：％

		H28決算	H29決算	H30決算	R01決算	R02決算	R03決算	R04決算	R05決算	R06決算	R07決算
四 万 十 町	水道事業会計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	下水道事業会計									—	—
	簡易水道事業 特別会計	—	—	—	—						
	下水道事業 特別会計	—	—	—	—	—	—	—	—		
	農業集落排水 事業特別会計	—	—	—	—	—	—	—	—		
経営健全化基準		20.00	20.00	20.00	20.00	20.00	20.00	20.00	20.00	20.00	20.00

* 資金不足額がない場合は「—」で表示

4 財政用語説明

(1) 「健全化判断比率（又は資金不足比率）」とは …

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」に基づき算定した、地方公共団体における財政の健全性を示す指標の一つで、地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、必要に応じて早期に是正を行うことにより、地方公共団体の財政破綻などを未然に防ぐことを目的としています。

各指標には、財政規模などによって「早期健全化基準（経営健全化基準）」と「財政再生基準」といった基準が定められており、健全化判断比率のいずれかが「早期健全化基準」以上となった場合、または資金不足比率が「経営健全化基準」以上となった場合は財政健全化計画を策定し、健全化に向けて計画的に取り組まなければなりません。また、健全化判断比率のいずれかが「財政再生基準」以上となった場合は、いわゆる赤字再建団体となり、財政再生計画を策定し、国等の関与による確実な再生が求められることになります。

※各指標とも、数値が低い（又は算定されない）ほど、財政状況が健全であることを示しています。

(2) 四万十町の会計等について

一般会計等	地方公共団体の中心的なサービスを行う「一般会計」を『一般会計等』と呼んでいます。普通会計とも呼ばれています。
特別会計	特定の事業を行う場合に、特定の収入等をその事業の経費に充当することを明確にするため、一般会計から切り離して設けられた会計のことで、本町では国民健康保険・大正診療所・十和診療所・大道へき地診療所・後期高齢者医療・介護保険・介護サービス事業（特別養護老人ホーム窪川荘・四万十荘）の8会計です。
公営企業会計	地方公営企業法に基づく企業として経営する独立採算的な事業会計のことで、本町では水道・下水道事業の2会計です。

(3) 健全化判断比率（4指標）及び資金不足比率について

健全化判断比率	① 実質赤字比率	「一般会計等」を対象とした実質赤字額の標準財政規模（※4）に対する比率で、赤字が生じた場合は早期の解消を図る必要があります。
	② 連結実質赤字比率	特別会計や公営企業会計を含む町の全会計を対象とした実質赤字（又は資金不足）の標準財政規模（※4）に対する比率で、赤字が生じた場合、問題のある会計の赤字解消を図る必要があります。
	③ 実質公債費比率	一般会計等が負担する借金（元利償還金等）返済額の標準財政規模（※4）に対する比率であり、この指標が18%を超えると地方債の許可が必要となり、25%を超えると一部の地方債の発行が制限されます。
	④ 将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、標準財政規模（※4）に対する比率であり、これらの負債が将来、町の財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す指標です。この指標では、町の全会計はもちろん、一部事務組合や第三セクターまでを含めた将来返済すべき実質的な負債（地方債残高、債務負担行為支出予定額、退職手当見込額など）が対象となります。
⑤ 資金不足比率		公営企業ごとに事業規模に対する資金不足の状況を示した指標で、資金不足が発生すれば、早期の改善計画を策定する必要があります。

※4 「標準財政規模」とは … 人口・面積等から算定される当該団体の標準的な一般財源の規模

(4) 各指標の基準について

早期健全化基準	健全化判断比率（①から④の比率）のうち、いずれかが早期健全化基準以上（イエローカード）となった場合は、議会の議決を経て財政健全化計画を定め、自主的な改善努力による財政健全化が求められます。
財政再生基準	健全化判断比率（①から④の比率）のうち、いずれかが財政再生基準以上（レッドカード）となった場合は、いわゆる赤字再建団体となり、議会の議決を経て財政再生計画を定め、国等の関与による確実な再生が求められます。
経営健全化基準	資金不足比率⑤が経営健全化基準以上となった場合は、議会の議決を経て経営健全化計画を定め、自主的な改善努力による経営健全化が求められます。